令 和 元 年

総務産経常任委員会会議録

令和元年9月12日

田上町議会

令和元年第6回定例会総務産経常任委員会会議録

1 場 所 第1委員会室

2 開 会 令和元年9月12日 午前9時

3 出席委員

3番 藤田直一君 10番 松原良彦君

4番 渡邊勝衞君 11番 池井 豊君

5番 小鳴謙一君 13番 関根一義君

8番 椿 一春君

4 委員外出席議員

議長 熊 倉 正 治 君

5 欠席委員

なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

 町
 長
 佐
 野
 恒
 雄
 地域整備課長
 土
 田
 覚

 副
 町
 長
 吉
 澤
 深
 雪
 産業振興課長
 佐
 藤
 正

 総
 務
 課
 長
 鈴
 木
 和
 弘
 政策推進係長
 渡
 辺
 聡

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明 書 記 中 野 祥 子

8 傍聴人

三條新聞社 新潟日報 議会議員 中野和美 議会議員 品田政敏

9 本日の会議に付した事件

議案第51号 田上終末処理場水処理施設(電気設備)改築更新工事請負契約に ついて

議案第52号 田上終末処理場水処理施設(機械設備)改築更新工事請負契約に ついて

議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について中 第1表 歳入 第1表 歳出の内

- 2款 総務費
- 6款 農林水産業費
- 7款 商工費
- 8款 土木費

請願第 5号 下吉田2区地内の町道認定についての請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) では、改めましておはようございます。

本日は、最近ないような秋晴れでございまして、皆さん忙しい中大変ご苦労さま でございます。今日の委員会の日程、審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、審議に入る前に私から皆さんにお諮りいたしますが、本日日程といたしまして、下吉田2区地内の町道認定につきましての請願が上がっております。これにつきましては、これから町長から挨拶をいただいた後、現地の確認を行いまして、それから審議に移りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) わかりました。では、そういうことで、町長の挨拶をいただいた後、もう玄関の前にハイエースが待っておりますけれども、それに乗車しまして、再開を10時をめどに審議を行いたいと思います。よろしくお願いします。

では、町長、挨拶お願いします。

町長(佐野恒雄君) では、改めましておはようございます。

今日は本当に久しぶりに秋らしく、爽やかな朝を迎えまして、非常に気持ちがいいなと思っているのですが、ご承知のように今回の台風15号の関係で千葉県本当にいまだにまだ電気が復旧しないと。全面復旧は13日になりそうな報道もされております。本当に3日も4日も電気のない生活、この暑さの中で本当に大変なのだなと。私どもの想像を超えるような本当に大変な日々を送られておるのではないかなと、こう思っております。つくづく災害がないというか、普通の日々を送れるということで本当にありがたいなと、感謝の日々であります。

今日は総務産経常任委員会、今委員長さんのほうから話がございました請願のほうも含めまして、議案が3件上がっております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ありがとうございました。

大変失礼しました。申しおくれまして、今日は傍聴に議員の方が2名、中野議員、それから品田議員の傍聴を認めております。

また、報道機関としまして、三條新聞、新潟日報さんからの傍聴も認めておりま

すので、よろしくお願いします。

では、これにて一旦場所移りまして現地に向かいます。

午前9時02分 休 憩

午前9時50分 再 開

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) では、これより会議を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第51号 田上終末処理場水処理施設(電気設 備) 改築更新工事請負契約について、議案第52号 田上終末処理場水処理施設(機 械設備)改築更新工事請負契約について、議案第53号 令和元年度田上町一般会計 補正予算(第3号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、2款総 務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費の3議案であります。

議案第51号、52号につきましては契約に関するものでございますので、説明は一 括でお願いしたいと思います。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、改めておはようございます。

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。議案第51号 田上終末処理場 水処理施設(電気設備)の改築更新工事請負契約、議案第52号は機械設備の改築更 新工事の請負契約、それぞれの契約でございます。初日町長の提案理由でもありま したとおり、それぞれ8月29日に制限付の一般競争入札を実施をいたしました。予 定価格は5,000万円を上回っているということで現在仮契約を締結しておりまして、 今回議会で議決をいただいた後で本契約を結び、速やかに実行したいということで お願いする内容でございます。

それでは、18ページの議案第51号ですが、電気設備のほうにつきましては、契約 金額が1億2,320万円ということで、契約の相手方につきましては中越大栄・志田・ 滝沢特定共同企業体が契約と、落札者という形になっております。

それから、19ページにつきましては、こちらは機械設備になります。こちらにつ きましては、契約金額が3億140万円、契約の相手方としては昱・中越大栄・阿部特 定共同企業体という形になっております。

今回の参考資料ということで入札の証書も添付をさせていただいておりますので、 参考にごらんになっていただければなと思っております。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発

言願います。

4番(渡邊勝衞君) 4点ほどわからないことがありますので、聞かせていただきたい と思いますので、よろしくお願いします。

この処理場の関係でございますけれども、設置された時期がいつごろか。

それと、この耐用年数ですか、電気設備の関係の耐用年数がどのくらいあるのか。 それと、3番目に、今までどのような不具合が発生したか。

最後に、1億2,320万円の工事内容についてお聞かせください。よろしくお願いします。

地域整備課長(土田 覚君) 改めておはようございます。事業課の整備課の土田と申 します。よろしくお願いいたします。私のほうからただいまのご質問についてお答 えしたいと思います。

最初に、議案第51号の電気設備の関係でございますが、いつごろに設置したものかということでございますが、昭和63年に供用開始してございますので、昭和63年から経過年数ですが、32年たっている機器でございます。

それから、耐用年数でございますが、電気設備のほうは15年と言われております。 持ったほうだというふうに思っております。

それから、議案第52号のほうの機械設備のほうでございますが、これも同様でございまして、経過年数は32年たっております。これも昭和63年からということになりますし、耐用年数でございますが、機械設備はいろんなものがございますけれども、15年のものもあれば25年のものもございますので、大体15年から25年の主立ったものでございます。

議案第51号のほうにつきましては聞かれていませんけれども、項目だけ少し説明させていただきますが、水処理設備のコントロールセンターが一式、水処理設備の補助継電器盤が一式、沈砂池、主ポンプ設備のコントロールセンターが一式、沈砂池、主ポンプ設備の補助継電器盤が一式でございます。なお、この工事については、今年度と来年度の2カ年工事でございますので、よろしくお願いします。なお、工期につきましては、令和3年1月29日が工期でございます。

それから、議案第52号のほうの機械設備でございますが、機械設備は多くあります。調整槽のブロアー、初沈汚泥かき寄せ機、終沈の汚泥かき寄せ機、オートストレーナ、砂ろ過器、加圧ポンプ、ろ過水槽等でございます。なお、この工事につきましても、令和1年、令和2年の2カ年工事でございます。なお、工期については同様で、令和3年1月29日のものでございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

地域整備課長(土田 覚君) これまでの不具合というのは、少しずつ修理したところはございますけれども、今回は全部かえるということになります。よろしくお願いします。

4番 (渡邊勝衞君) わかりました。ありがとうございました。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第51号、52号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)の議定 について説明お願いいたします。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出それぞれ1,310万3,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出それぞれ55億4,366万1,000円ということでお願いする内容でございます。

それでは、歳入のほうから順次ご説明をさせていただきます。議案書26ページお願いをいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。34万2,000円でございます。障害者自立支援等諸費ということでございますが、今回消費税が10月に改定をされることに伴いまして、報酬改定あるいは処遇改善の関係でシステムの改修が必要になるということで、その関係の経費。それから、10月から幼児の教育無料、障害者の関係もサービスが一部無料化になるということで、これも同じくシステムの改修が必要になるということで、これらの関係の補助金の受け入れでございます。

16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業県補助金が61万8,000円でございます。こちらにつきましては交付決定に伴う増ということでございますが、水田台帳システムの元号の変更あるいは地図の改修ということで、それぞれ交付決定いただいているという内容でございます。

それから、3項委託金、1目総務費委託金15万3,000円でございます。それぞれ統計調査費につきまして交付決定をいただいておりますので、それに伴う分の増。歳出でも同じく増額をさせていただいたところでございます。

27ページ、20款繰入金、1項1項繰越金、今回財源調整ということで879万9,000円をお願いするものでございます。9月補正後の段階では、3,400万円ほど保留という形になっております。

続きまして、21款諸収入、5項2目雑入、まず2節実費受入収入318万6,000円円でございます。幼児園の給食費ということで、今回10月1日から保育料無料化ということになりますけれども、それにあわせまして今まで給食費も保育料の中にあわせてあったのですけれども、今回給食費だけを実費で受け入れるという形になりますので、今のところ教育委員会のほうでは国から大体示されている公示価格ということで月4,500円を徴収するということで、今現在幼児園の関係で3歳から5歳未満児が保育料無料になるのですけれども、その関係で全体では158人いらっしゃるということでございます。ただ、年収が360万円未満の方につきましてはそれが免除されるということでございまして、それが39世帯、40人いるということでございますので、それらを計算いたしますと今回318万6,000円をお願いするということでございます。

それから、4節雑入でございます。機構集積協力金の交付事業交付金返還金ということで、農家の方が農地を中間管理機構のほうに預けるという形で貸し付けということで10年間預けるということだったものなのですけれども、一部その農地のうち宅地の転用をするということで、返還が必要になったということで受け入れし、歳出でもまた説明があるかと思いますけれども、同額を計上しているところでございます。

続きまして、28ページお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費でございます。補正額として18万5,000円をお願いするものでございまして、これらの経費につきましてはふるさと納税の関係でございます。平成31年度当初予算で楽天を新たに追加をするということで事業を取り組んできたところでございますが、既に報道で皆さん承知かもしれませんけれども、寄附額が返礼品の3割以内におさめるということで割とそれは出ていたのですけれども、あわせまして町のほうで手数料的なもの、送料とか委託料に関係するような経費を全体で50%以内におさめなければいけないというような法律の改正もあわせてありました。そういう関係の中で、楽天がどうも50%以上を超えるというようなことで、この6月末で楽天を取りやめをしまして、新たに今度ふるなびさんにかわるということで、今回それらに関係する経費をお願いするものでございます。

それで、これ議運のときに池井議員のほうから指摘を受けまして、これは資料提出をお願いしたいということで今日皆さんのお手元に資料お配りをさせていただいているところでございますけれども、今ほど申し上げました町で、ふるさとチョイス、KDDI、楽天、これからふるなびということでございますが、経費の割合の

実績を見ていただくと楽天だけが55%ということでちょっと高い状況になっています。これは何かといいますと、経費についてはそこのところにありますように、基本にはふるさと納税の返礼品の調達にかかる経費、返礼品代あるいは送料、業務を委託しておりますその経費あるいはポータルサイト、クレジットの決済手数料、こういったものが全体的にはかかります。楽天だけがそこの右に書いてあるように、そのサイトの維持費あるいはサイトの広告にかかる経費という形でそれらの部分がほかのサイトと違いまして、この部分が上乗せされる関係がありまして、ほかのところから見ると少し高くなっているというような形になっております。そういうことから今回楽天を取りやめさせていただいて、新たにふるなびさんに切りかえをさせていただいたということでございます。

ただ、このほかの部分も、また10月から消費税も上がったりする部分もありまして、その経費についてという中で、返礼品代は20から30%以内におさめてはいるのですけれども、送料、そういった部分で、例えばクール宅急便ですとか物によってはそういう送料が高くなるようなものが出てきますと、そういう部分も全体的な部分で50%以内におさめなさいというのが国の法律というか、決まりですので、場合によっては今年初めに出たタケノコ、桃、そういう部分が少し50%を超える可能性がありますので、これからはちょっと出ませんけれども、来年度に向けて場合によっては寄附額を上げるか、中身を変えるか、ちょっと調整をしていかなければいけないというような状況がありますので、またその辺ある程度話ができるようになったら、12月の議会なり、予算の時期前までにお話ができればと思っていますけれども、少しそういう要因がちょっと出てきますので、そういう形で少し場合によっては変更させてもらうような形もありますので、お願いをしたいと思います。

すみません。議案書に戻っていただきまして、5項統計調査費、2目経済統計調査費の関係につきまして15万3,000円。歳入でそれぞれの統計調査費で決定をいただきましたので、それに合わせまして歳出のほうも関係する経費の増額をお願いする内容でございます。

産業振興課長(佐藤 正君) おはようございます。私のほうから、では産業振興課関 連の説明をさせていただきます。

ページのほうは、30ページをごらんいただきたいと思います。30ページの下段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業構造改革対策事業費については、62万3,000円の補正をお願いするものであります。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、19節負担金補助及び交付金61万8,000円につきましては、経営

所得安定対策推進事業、これは農家の経営所得安定対策のための町で必要な事務的な経費になりますが、総務課長から先ほども話がありましたが、水田台帳システムの元号変更によるシステムの改修、それから転作の確認用の地図の作成の委託などの事業の実施主体であります田上町農業再生協議会のほうに補助金として交付するというものでございます。なお、補助10分の10ということでございます。

続いて、23節償還金利子及び割引料5,000円につきましては、機構集積協力金交付事業交付金返還金として5,000円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、農業をリタイアした町内の方が農地を10年間農地中間管理機構に預けておりましたが、その農地の一部を宅地に転用したいという申し出ございましたので、既に農地中間管理機構よりいただいておりました経営転換協力金の一部を返還する必要が生じましたことから、町を経由して個人の返還金を機構にお返しするため、補正をお願いしたいというものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額19万1,000円につきましては、現在公共交通の見直し業務、それから道の駅の直売所を含めた町のにぎわいを創出する施設の基本的な考え方について、指定管理希望者とのすり合わせを行っておりますが、業務の多忙のため、時間外勤務手当が不足する見込みであることから、やむを得ず今回補正をお願いしたいというものでございます。

続きまして、3目観光費につきましては119万8,000円補正をお願いするもので、内容につきましては初めに椿寿荘管理事業ということで、14節使用料及び賃借料ということで、仮設トイレの借り上げ料ということで55万円計上させていただいております。これにつきましては、これから秋の紅葉シーズンを迎えまして、特に椿寿荘では10月後半から11月いっぱいにかけまして、ここ数年多くの団体客から来ていただいている状況でございます。しかしながら、椿寿荘のトイレは、観光バスが一度に二、三台拝観するような場合には、利用者からトイレの利用のほうを少しお待ちいただくようなことがありまして、そのようなときは田上町公民館のトイレを利用していただいたという経過もございました。本年10月末をもちまして田上町公民館が閉鎖となるという状況から、そのトイレを使用できず、今回やむを得ず椿寿荘の敷地内に仮設トイレ、女性用3基、男性用2基、計5基を設置し、対応してまいりたいということから補正をお願いしたいというものでございます。

続きまして、観光事業につきましては20万8,000円の補正をお願いしたいというものでございます。これにつきましては、今年度ごまどう湯っ多里館の指定管理者の選定業務、それから東京芸術大学との連携これから進めてまいりますが、観光業務

の多忙によりまして時間外勤務手当が不足する見込みのため、やむを得ず補正をお 願いしたいというものでございます。

その下、梅林公園・森林公園管理事業ということで、11節需用費44万円、これ修繕料でありますが、44万円の補正をお願いしたいというものでございます。これにつきましては、田上中学校のプールの向かいから梅林公園へと続く遊歩道の安全柵が、遊歩道の脇の少し法面といいますか、そちらのほうから土砂が流れたことによりまして、実際遊歩道の高さが少し高くなっております。それと、降雨によりまして柵が少し、コンクリートの基礎なのですが、ぐらついているという状況になっておりまして、それが完全に固定されていないという状況で、安全柵として機能しない状況となっております。現状では通行する方が柵を飛び越えて池に落ちるということも十分懸念されますことから、遊歩道の路盤を下げまして、柵を固定し、安全を確保するため修繕料の補正をお願いしたいというものでございます。

続きまして、32ページごらんいただきたいと思います。4目湯っ多里館事業費につきましては、11節需用費の修繕料で150万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、湯っ多里館の施設、設備等が経年劣化等によりまして若干故障している部分もございまして、源泉ポンプの故障による入れかえでありますとか、エアコンの入れかえというものもこれから見込まれるということから、やむを得ず補正をお願いしたいというものでございます。

私のほうの説明は以上です。

地域整備課長(土田 覚君) それでは、続きまして、8款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、100万円の補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、説明欄を見ていただきたいのですけれども、道路維持その他工事事業ということで100万円ということで、当初予算100万円認めていただいておったのですけれども、100万円ほぼほぼもう幾らも残りがないほど使わせていただきまして、その他工事で今後の緊急工事に対応するため、100万円の補正をお願いするものでございます。

次に、3目除雪対策費でございますが、378万3,000円をお願いするものでございます。6月の上旬ですか、業者から自分のところの除雪車1台が老朽化し、今年除雪できないよと言われまして、困ったなと、除雪車1台買ってもらえませんかなどといろいろ協議したのですが、残念ながら業者さんからはいい返事がいただけなくて、業者さんにどうしても除雪をお願いしなければならないものですから、町がリース車を1台借りて業者に貸与して除雪していただくということになったことによ

ります補正でございます。需用費でございますが、消耗品費ということで、これタイヤチェーンです。8トン車1台4本でございますが、15万4,000円。それから、12節役務費でありますが、通信運搬費ということで、リース車の機械の回送料5万8,000円。13節が委託料なのですが、業者さんは自分の機械持ち込みで除雪していたのですけれども、今度町から貸与することによって貸与契約になりますので、その差額33万1,000円を減額。それから、14節は使用料及び賃借料でございますが、298万3,000円の追加をお願いするもので、リース車8トン車のマルチを1台4カ月間借りる費用の追加をお願いするものでございます。

次に、除雪対策その他工事事業でございますが、91万9,000円の補正をお願いするものでございますが、除雪機械置き場の整備工事ということで、この車庫棟の一番右のところに、農協さんの敷地のところに除雪置き場を考えておったのですが、JA田上支店の移転築造に伴いまして、除雪置き場の移動をしなくてはならなくなりました。移動する場所は、ここからあそこの今見えます……

(くつろぎの家だねの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) くつろぎの家の近くのほうに移転をしたいというふうに思っています。除雪置き場につきましてはこの役場から見えるところが一番ベストというふうに思いまして、なおJA用地は今まで無料でお借りしていました。ただ、草刈り等を町がしまして、ただ固定資産税の分だけ減免してくださいよということで、その部分の除雪置き場の部分だけ町民課のほうで固定資産税のほうだけ減免しておったところでございますが、そのまんま100メートルぐらいでしょうか、そちらのくつろぎの家のほうに動かしたいというものでございます。なお、JAの田上支店については、築造については11月着手ということで、除雪の期間にかかるということでございますので、よろしくお願いします。

次に、2項1目河川総務費でございますが、164万5,000円の補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、負担金補助及び交付金、信濃川・中之口川治水事業負担金でございます。お手元の追加資料を見ていただきたいと思います。このまず図の見方を説明しますが、皆さんわかると思うのですが、右側が三条です。左側が新潟のほうになりまして、一番上のほうが横場、川前集落ということになりまして、この赤の太線がほぼ道路がございます。そこから川側のほうの5万969平米を信濃川の国土交通省が河道掘削をするということでございます。なお、この内容については、皆さん方も通ってみてわかると思いますが、山島新田でもそういうことをやっていますし、その上のところでも河道掘削をして災害に備えている

事業でございまして、信濃川の河道掘削ということでございます。なお、この太線の道路については残ります。現状道路分は残ります。ただ、道路から川側の部分が河道掘削としてなくなるというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

それで、その内容については占用地の見舞金ということでございまして、占用地解除の面積が5万969平米ございます。国が10分の5、県が10分の4、市町村が10分の1でございます。したがって、新潟市と田上町で負担するということになります。その内容についてはお手元の資料のほうに書いてございますが、潰れ地の地元が3分の1、想定氾濫面積が3分の1、想定氾濫人口が3分の1ということで、お手元の市町村負担ということで一番右側のほうにありますけれども、田上町はしたがいまして164万4,600円の見舞金の負担をするということでございますので、よろしくお願いします。

なお、この工事の河道掘削によりまして、下流の新潟市の母なる川の信濃川の大きさでございますが、これをやったことによって約5センチほど水位が下がるというふうに聞いています。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑ある方、ご 発言願います。

- 11番(池井 豊君) まず、土木費のところで、除雪です。確認したいのは、今までは 業者に委託をしていたから、その委託の分33万8,000円減額にするということは、要 は委託している業務の中の重機の借り賃が33万1,000円だったということなのでしょ うか。それが今回リースで借りると293万円、約300万円になってしまうというふう に捉えてよろしいですか。
- 地域整備課長(土田 覚君) 今までは当然業者持ち込みの機械と町から貸与をする委託費というのがあるわけですけれども、その差額が33万円というふうにお考えになってください。要は1時間当たり幾らという部分が、業者持ち込みだとうちが要は貸与して動いていただくその差額が33万円というふうにお考えになってください。
- 11番(池井 豊君) ちょっとそこは理解できない。要は機械持ち込みで委託を出した ときと、機械をこっちからリースで借りて委託に出したときの差額が33万1,000円と いうことですよね。

地域整備課長(土田 覚君) そうです。

11番(池井 豊君) ということは、そのうちはだから機械リース。要は私が懸念しているのは、今機械持ち込みでやっている業者が何台いるかちょっと聞きたいのです

けれども、それを全部町がリースして除雪をやったらこれ大変な額になるということが懸念されるわけです。この事態にならないようにするには、委託契約の見直しとかということをやっていかないと、33万円ぐらいの予算でやっていたのが300万円ぐらいになってしまうということは大変なことになるので、そこら辺の現状をもうちょっと詳細にお聞かせください。

- 地域整備課長(土田 覚君) 当町の除雪の関係でございますが、機械持ち込みの委託が10台、町がリース車を借りて貸与しているのが11台、車両の除雪。そのほか町が歩道ロータリー貸しているというのが1台、合わせて12台ということになりますが、最近やはり除雪だけで機械を持っているというのがなかなか非常に難儀いという部分もございますので、やはり昔は建設業者さんがいっぱいいましたですので、自分のところの機械持ち込みの委託が、先ほど言いましたけれども、10台と今言いましたけれども、それがもっと多かったのですけれども、最近は貸与をしているというのが11台ということでございますので、ほぼ半々になりました。ちなみに弥彦村では、ほとんどが貸与をしてくれないかなんかというところもいっぱいあると思います。当町については、今持ち込みが10台、貸与が11台という車両でございますが、11台でほぼ半数になっているということでご理解ください。よろしくお願いします。
- 11番(池井 豊君) ということは、今後みんな業者が貸与をしてくれというようなことになったら、差し引き1台当たり250万円ぐらい……

(30万円の声あり)

- 11番(池井 豊君) 要は30万円を委託費から削って、そしてリースは新しく借りることによって290万円だということは、1台当たり、1件当たりというか、250万円負担増えるという、10台で2,500万円の負担が増えるということで、ちょっとこれ2,500万円も負担増えるというの大きいので、何かほかの市町村の様子見ながら何とかそれを削減するいい方法みたいなのを検討に入る時期だと思うのですけれども、そこら辺の考え方というのはどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。
- 地域整備課長(土田 覚君) 除雪車も高価なもので、大体今8トン級で1,200万円から 1,500万円ぐらいするのです。それで、昔はやはり建設業者さんがおったので、積み 込み用のペイローダー、もう皆さんみんな建設業者さんがいっぱいいた、持っていたのですけれども、なかなか今最近やっぱり町はVをつけたりとか、そういうのを つけているというのが非常に少のうございますので、やはりその除雪車を抱えていられる体力があるかどうかということになるのですね、最終的には。だから、そういうことになって、昔は貸与というのは少なかったのですけれども、町の町有機械

で持っている部分も含めて貸している部分もございます。それと、何年か前にも議論したのですけれども、みんな町が借りてくると、うちに貸与してくれるのだなんていう話も結構あったというのは事実でございます。

- 11番(池井 豊君) だから、それこそそういう状況に今後なっていくのだったら、除 雪車対策会、ちょっと長期的な除雪の体制の検討に入る時期に来ているのではない かと、除雪方法の業者との対応、リース、委託のやり方を再検討する時期に来ているのではないかということだと思うので、ぜひそういう検討会というのか、長期除 雪計画の見直しを立案するといいましょうか、そういうふうな必要性を感じるので、ぜひそういうことを要請したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 要請ということですか。
- 11番(池井 豊君) 見解を求めるということだ、長期除雪計画どうするの。
- 地域整備課長(土田 覚君) まず、除雪車を減らすことはできませんので、今の町民 サービスをするので、できません。今のはこの除雪車を、やはり今お話ししたとお り、体力があるかどうかという部分も、持っていられるかどうかという部分もあり ますので、今後はやっぱり貸与の方向にどんどん、どんどんシフトしていくのかな というふうに私は思っています。
- 11番(池井 豊君) だから、それ設置する必要があるのではないかと、考える必要があるだろうということです。何か町長、長期除雪計画の見直しと検討。
- 副町長(吉澤深雪君) 除雪計画の見直しといいますと、つまりは除雪体制をどうやって維持するか、今のものを維持するか、住民サービスを低下させているのはもう本数を減らして金額を減らしたと、そういう話になってきます。体制を整えてこのまんまやっていくのであれば、当然業界自体が今持っている所有者の建設機械を、夏は建設、道路工事なりで使ったり、機械を冬場は除雪専用として使っていただけると、そういう業者の厚意に町は甘えてというか、お願いして何とか安く委託を契約せいというような状況でありますので、この辺であればせめて除雪の委託というのを、本当に業界でなく専門の除雪委託というようなことになれば、当然こういう経費はもっとかかってくるものだと思うのです。これは今、なるべく安く抑えるためにこういう形でやっていると。結局は町がリースしなければ、直接では業者がリースをしてやっていくというようなことになりますので、それがまたその業者のほうでリースをしてやるというのは、なおさら業者のほうは負担かかるわけですから、当然町はもっと経費がかかるのだと思うというようなことでありますので、そう簡単にではこれどうするかといいまして、今やっているのはなるべく経費かけない方

法でやっておりますので、これを全体的に見直すというのは、ちょっと今のところは特に考えられない、今のところは考えがないということであります。

以上です。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) いいですか、池井委員が言っているのは、今後将来について除雪体制の体制づくりというか、そういうことを研究する時期ではないかということで、要請といいますか、それ検討入る時期ではないかということに対する認識を聞いているわけです。今説明あって現状わかりましたけれども。

11番(池井 豊君) いや、いいです。意見として言っておきます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) では、意見とするでいいですか。

11番(池井 豊君) はい、意見としていただいて。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) では、返答もされない。

10番(松原良彦君) 私も今の除雪車の関係と除草の関係、2点お聞きしたいのですけれども、今除雪車をきれいに保管しているのはゆきつばき観光。あそこが屋根のある車庫の中に3台ぐらい突っ込んで、きれいに新たに塗装して、本当に機械を管理よくして、長持ちするように頑張っていると思うのですけれども、ちょっとぐらい屋根料というか、補助なんでできるのか、できないのか。それはほんの余談でございますが、きれいにしておくと、それから外に投げっ放しのところではもう大違いの消耗だと思うのですけれども、そこら辺考えてやってもいいのではないかという話を1つ。

それから今、32ページですけれども、道路維持費の100万円出た話なのですけれども、私毎年地域整備課のここにお願いして枝を切ってもらっているのですけれども、403号線から石田新田のほうへ向かってくる歩道にバラのトゲの刺さったようなのが2メートルのその歩道を全部やや埋めているというか、切ってもらったのですけれども、またそれが大きくなって、もう子どもがその歩道を通ることができないぐらい今なっているのです。それで、そこもぜひこの補助、お金がついたのであれば、そこも何とかもう一回切ってきれいにしていただきたいというお願いなのですけれども、できるか、できないか、そこら辺、そこは入っていないということであればあれですけれども、本当にもう子どもも歩けないぐらい2メートルの歩道は塞がっています、あのトゲの木が。だから、そこら辺を……

(どこの……の声あり)

10番(松原良彦君) いや、403号線の加茂行く県道あるねか。 (県道らねの声あり)

- 10番(松原良彦君) うん。そっから石田新田のほうへ入る広い農免バイパスがあるのです。そこを入っていく左側が歩道がついているのですけれども、それがもう一回刈ってもらったのですけれども、また伸びてしまって、とても歩けない、散歩もできない、そういう状態になっているのです。そこを何とか、もう一回で済むような予防、木を切るとか、薬をつけて余り伸びないようにするとか何かしてもらわないと、約150メートルぐらいか、もうその枝が伸びてきて大変なのですけれども、ぜひともここに予算がついたらお願いしたい。
- 地域整備課長(土田 覚君) 1つ目の除雪の関係でございますけれども、褒められましたけれども、本田上にあるのは町が持っている機械、要は町所有の機械。それを貸与する。残りの部分はリースを借りて、そこに置いてというふうにお考えになってください。本田上の重機車庫にあるきれいにしているのは町有の機械。

(ゆきつばき観光みたいな管理をよそにもさせようと、このような形で考えなければだめだと言っているではないかの声あり)

- 地域整備課長(土田 覚君) 今ほどお話があった403とか、そこについては千刈四ツ合線という町道でございまして、町のほうでは直営で草を刈ったり、もしくは業者さんに頼んでという部分もございますので、全体の状況を見てから対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- 10番(松原良彦君) ぜひお願いします。

以上でいいです。

11番(池井 豊君) 2つほど聞きます、単純なこと。

まず、これの説明で、これ工期大体いつからいつまでになっているのかというのを、期間いつまでやるというのと、それから議運のときちょっと関連しての質問だったのですけれども、商工費のほうで時間外が出ているとかなんとかというので、ではその地域おこし協力隊がどうのという話もあったので、地域おこし協力隊の応募状況と問い合わせ状況どのようになっているかというところをこの委員会ではっきりと明らかにしてもらえればと思います。

2点お願いします。

地域整備課長(土田 覚君) 前段の話でございますが、今年を入れて3カ年の事業に なるというふうに国交省のほうから聞いております。

(今年から……の声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 3カ年事業と聞いてございます。

(元年、2年、3年の声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 3力年。

11番(池井 豊君) そういうことか。わかった。

産業振興課長(佐藤 正君) それでは、今ほどの地域おこし協力隊の応募の状況、問い合わせの状況ということでございますが、1回目に期限を切りまして、応募があるかなというふうにちょっと確認したのですが、問い合わせはありました。問い合わせがあって、結果的に数名の方から実は問い合わせ的なものがありまして、それは総務課のほうで移住、定住の何かイベントを8月の下旬ですか、ちょっと東京のほうに行かれたときに、その方が直接そちらのほうに来られて、少しお話を聞きたいということでお話ししたという経過も聞いております。ただ、その後1回締め切った後にまた再度募集という形で今やっている最中でございますが、今のところまだ応募という形にはなっておりません。13日の一応期限ということで、もう一回期限を切っております。どうもお話を聞きに来られた方は何となく意欲があるというような方らしいので、申し込みをいただけるのではないかなというふうには一応期待をしているところでございますが、今のところまだその応募はしておりません。以上です。

11番(池井 豊君) それに会ったの総務課長なのだ。総務課長が会ってきたの、その人に。

総務課長(鈴木和弘君) いや、違う、違う、違う。

産業振興課長(佐藤 正君) 総務課長ではないです。

11番(池井 豊君) 誰が来る可能性があるって。

総務課長(鈴木和弘君) 来た人、東京に来た人が。

11番(池井 豊君) 東京に来た人がそうすれば、違うの。

総務課長(鈴木和弘君) 問い合わせがあったのは、3人あったというのは私聞いていて、今産業振興課長が言いましたように、東京にこの移住関係のフェアがあって、それが新潟市の連携事業の中で、その前に、それが8月のお盆過ぎに東京であったのです。そのときに男子と女性の方が1名ずつ来ると、ちょっとお聞かせ願いたいということで、そのときに対応した職員が行って話をして、そのうちの1名がこちらに来られて、産業振興課長が言いましたけれども、一応面談はした。非常に意欲はあるらしいのですけれども、勤めたりなんかいろいろの関係があるので、いつからというのは言えないのですけれども、本人的には何か来たいというような形であるというのは私は聞いています。

11番(池井 豊君) よかった、よかった。

総務課長(鈴木和弘君) はい。今そんな状況です。

11番(池井 豊君) よかった。誰もいないかと思って心配していた。

総務課長(鈴木和弘君) そうですね。

3番(藤田直一君) 今の除雪の件で池井委員からもお話があったのですが、要するに 経費を少なくどういうふうにするかというお話の中で、なかなか業者さんが持ち込みであるものには業者の負担もあってという今お話が出ていますが、今国土交通省では結構除雪中古機械の払い下げというのをやって、私も業者であったときには払い下げの申し込みをしたのです。でも、なかなか競争が厳しくて支給に至らない経過だと。でも、町がもし貸与をして、それを町が保管しながら貸与すると、経費を下げようと思うならば、町が国土交通省の払い下げを優先的に受けることは、機械の機種もあります。でも、そういうことを優先的に町が確保して国土交通省の機械の払い下げを安く受けて、それを貸与するというのであれば経費の私は削減もなるのではないかなと。ただ、機種が合うか合わないかは何ともわかりません。そういうことも検討の一つとしては私は考えられるのではないかなというふうには思いますが、ぜひ検討をしていただければいいのかなと思います。

(そういう知恵を出す検討をやって……の声あり)

3番(藤田直一君) 意見に当たるのだけれども。

地域整備課長(土田 覚君) その件については、本当に検討しています。県のほうから、県が使った、所有していた機械の払い下げ要らないかと必ず来ます、町のほうに大体。でも、県の機械というのは、グレーダーとか、大きい機械とか、そういうもので、町の小路とかそういう、うち大体8トン級と狭い小路で4トン、5トンというところが多いのですが、そういうところを検討すると、やはりその払い下げだと町が使用しなければならないわけですから、今後年をとったその払い下げの機械を維持するのに、うちも3台あるわけですが、修理費大体年間で車検も含めて40万円ぐらいかかります。そういう面から考えると、割に合わないのかなというふうに思っております。

もう一つは、我々もリース機械借りるわけですけれども、除雪車のリースというの大体5年で設定されています、5年。それをもう3年、4年というリースアップと言うのですけれども、5年間はどうしてもこの金額で借りてくださいね、そのリースアップした後はもう値引きしたリースでやってくださいねという、そういう部分も我々考えながらやっていますので、できるだけ経費をかけないというように検

討しているのは事実でございます。

以上でございます。

- 8番(椿 一春君) 椿寿荘の仮設のトイレなのですが、先ほど説明の中で女性用3基と男性用2基とあったのですが、特に女性用のほうなのですが、洋式、和式と。大体仮設トイレだと和式のほうが多いなと思うのですが、その辺足腰のほうからいうと大体洋式化になっているのですが、その辺のトイレのレイアウトなんか決まっていれば、和式なのか、洋式なのかというのわかったら聞かせてほしいのですが。
- 産業振興課長(佐藤 正君) 参考までに、今の椿寿荘のトイレの仕様なのですが、男性用は小便器が3基で大便器が1基で、女性用は和式と洋式がそれぞれ1基ずつ今あります。仮設のトイレの関係につきましては、当然ですが、和式を入れるという考え方今のところなくて、全て洋式の対応という形で考えております。

あと、このトイレの関係の設置箇所には、利用者が利用しやすいようにやはり目 隠しといいますか、パーティションで少し目隠しするような形の経費も含めた形で 考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- 11番(池井 豊君) せっかく資料出してもらったので、ふるさと納税の、これの楽天からふるなびに変わって、それで問い合わせ状況、寄附状況といいましょうか、楽天からこれに変わったことによって下がるということはないのでしょうか。どうなのでしょうか。それまだ7月からなので、わずか1カ月、2カ月なので、状況はわからないけれども、アクセス数とかなんとかそういうところを見て、それを変えたことによってふるさと納税額下がるとか、上がるとか、そういう見込みとかが予測されているのかどうか、そこをあれしてください。
- 総務課長(鈴木和弘君) すみません。私がちゃんと説明すれば、ふるなびさんはとり あえず10月1日から。
- 11番(池井 豊君) 10月1日から。7月からではないのだ。
- 総務課長(鈴木和弘君) すみません。楽天は6月で中止をしたと。
- 11番(池井 豊君) 今休んでいるのだ、では。
- 総務課長(鈴木和弘君) 休んでいるというか、そうですね、ここにある2つ、それでやっているという形になります。ですが、楽天さんに載せている部分も当然ふるさとチョイスにも載せている形になりますので、また恐らく楽天さんだとポイントがつくとか何かそういう部分もあったりして一時そういう部分で楽天さんに行ったのかなという部分もありますので、今池井委員がおっしゃるふるなびはこれから10月

になりますので、ちょっと今のところはどういう状況なのかわかりませんけれども……今現在では、すみません。では、係長から説明してもらいます。

政策推進係長(渡辺 聡君) 推進係の渡辺です。今の現時点というのは8月末時点でのふるさと納税の納税額ですが、前年度の平成30年度は316万円が8月の末までの実績でしたが、今年、令和元年8月31日現在では471万9,000円ということで、前年度に比べますと155万9,000円の増という状況になっております。これが楽天さんの部分で伸びたかという部分でいうと、一概にはというところがありまして、商品をうちのほうも少しずつですが、増やしておりますので、そういったところも増の部分のほうが多いのかなというふうに考えております。

以上です。

- 11番(池井 豊君) いいですね。頑張ってください。
- 3番(藤田直一君) ふるさと納税の件ですが、私も一般質問でもお話ししたこともあるのですが、私もホームページよく見るのですけれども、いろんな納税や返礼品として出すものを小まめにやはり出してもらいたい。要は私ちょっとさっきもお話ししたのですけれども、例えば今小須戸の村祐というお酒、大変全国的に有名なのです。でも、絶対数が足りないと。こういうのもお米とお酒をタイアップして納品として出すとか、「亀の翁」というお酒を例えばこの町の何かと出すとか、それから私の支持者の話だったのだけれども、田上の豚というものは大変おいしいロースなのだと。これも田上の豚とタケノコで出すとか、そういうものをぜひいろんな考えてPRをすればお客さんは結構目につくのではないですかというお話も聞いているので、その辺もしっかりとホームページを常に変えると、商品を増やしていくことで努力をしていただければなと思うのですが、よろしく。
- 10番(松原良彦君) もう一点だけちょっと聞かせてもらいたいのですけれども、31ページの一番上のところなのですけれども、梅林公園の管理事業ということなのですけれども、44万円なのですけれども、主にどんなことをやっているのですか。梅の木がもうだめになって淘汰しているのか、それとも雪のための何かを、枝を切ったりして管理しているのか、そこら辺どっちのほうに話、仕事の内容が行っているのか、ちょっと聞かせていただけますか。
- 産業振興課長(佐藤 正君) すみません。先ほど流しましたので、なかなかちょっと 伝わらなかったかもしれません。申し訳ありません。

田上中学校のプールの向かい側から梅林公園の入り口があると思うのですが、堤の脇から梅林公園に向かう遊歩道みたいなものがあると思うのですが、そちらのほ

うの遊歩道の片側1回下がって上がる形になるのですけれども、そちらのほうの法面のほうからの土が少し流れ込みまして、遊歩道が少し高くなっている部分があります。それと、雨水によりまして長年ちょっとコンクリートの要は柵、基礎の部分が少しぐらついていまして、それがちょっと道路が高くなっていると同時にぐらついているものですから、人がちょっと勢いで落ちてしまうというおそれもあるものですから、そこの道路の部分を少し下げて、現場の柵の部分を、ちゃんと基礎をきっちり直して、それで修繕したいということでこの経費今回上げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

10番(松原良彦君) わかりました。すみませんでした。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第53号につきましては質疑終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案 のとおり決定しました。

続きまして、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案 のとおり決定しました。

続きまして、議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案 のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 執行部の皆様、ご苦労さまでございました。

なお、委員の皆さんには請願の審査が残っていますが、暫時このまま休憩いたしまして、引き続き審議に入ります。しばらくお待ちください。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再 開

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 会議再開いたします。

これより請願第5号を議題といたします。

この件につきましては藤田議員が紹介議員になっていますので、説明をお願いします。

3番(藤田直一君) この席をかりまして、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、下吉田2区地内の町道認定についての請願の説明を申し上げます。

請願の趣旨でございます。田上町議会におかれましては、町の発展のためにご尽力されていただいておりますことに、まことに敬意をあらわす次第であります。申請いたします町道は下吉田2区地内で、自動車学校廻り線373番から分岐した私道であります。現在地区の生活道路として利用されており、冬期間は除雪も行われております。過去には簡易的な舗装がされた経過がありますが、現在は砂利が露出している状況であり、集落内環境整備の観点や道路沿い関係者の強い要望で町道認定をお願いするものであります。町道認定の請願に当たり必要な道路拡張用地の寄附はもちろんのこと、行政には要請には対応してまいりますので、早期の町道認定、道路整備をしていただくよう請願をいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

11番(池井 豊君) 道路改良及び道路拡張用地について寄附することに同意しますという同意書が4名といいましょうか、出されているのですけれども、現地調査したところ、この沿線上の4メートルぎりぎりで側溝入れたり、路肩ちょっといじった

- りとか、かなりこの沿線沿いの道路改良には寄附してもらわなければならないと思うのですけれども、この住宅地図でいう蛍光ペン塗ってある両側のところも入る可能性があると思うのですけれども、この両側のところも地権者がこの4人だというふうに理解してよろしいでしょうか。
- 3番(藤田直一君) 4メートル道路としての最低基準はクリアをできると。4メートル道路でならばいいですよという確認をいただいております。あるいは、隣の今日入ったすぐ井口さんのお宅から左側に建築ブロックが積んでありました。あの建築ブロック、私がずっと現状の道路を見た範囲の私の判断では、あの建築ブロックの面がちょうど今、後ろのほうの住宅地の境界の側溝の外面の延長だというふうに私は解釈をしていますが、既存する土地を寄附をする皆さん方は、4メートル道路としては同意をしますというのでいただいているということで説明は受けております。今、法のところはちょうど4メートルなのです。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) だから、要するに今池井委員言ったその4メート ルプラス側溝分があるわけだから、その辺はどうなのかということでしょう。
- 3番(藤田直一君) 4メートルプラス側溝の分というのは、要は4メートルの道路というものは側溝内へ来ますかね。外、外でいいわけだから、だから4メートルの中に側溝を布設すれば何ら問題はないわけ。ただ、側溝をどういう大きさにするかは別として、ふたをかけてグレーチングすればそれはそれでまた道路として使えるわけだし、本当のふたなしであれば道路としては側溝の布設する大きさにおいて狭くなる可能性もありますが、外、外であの4メートル道路の認定は一応受けれる基準だというふうに思ってはいます。
- 11番(池井 豊君) 意見にもなりますけれども、要は例えばこの川村さんとか竹下さんとかのところにも、若干の公図上のときに土地を拡張用地に使わなければならないようなことが起きるようなことがあっても関係人同意になっているわけなので、問題にならないような状況であれば私はそれはそれでいいと思うのですけれども、そこら辺でもめないように、とにかくぎちぎちなので、もめないような状況であればいいと思いますので、そこだけ確認できればと思います。
- 3番(藤田直一君) 今、池井委員からもありましたが、この地権者の皆さん4人、関係者を入れまして10人いますが、全員の皆さんが賛成をしているというご報告は受けています。町に道路として寄附をする方が4名、その人たちも全員同意していますし、それから隣接する皆さんも認定については同意をするというふうになっているということであります。反対者はいないということです。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 朝皆さんで現地を確認してきたわけですし、ここまで一生懸命藤田議員もいろいろ汗をかいてございますが、認めないというようなことも、認定できないということもそういう理由もないように私は思いますけれども。

ありませんか。

- 10番(松原良彦君) 私も今日の道路を見まして、今の時代に舗装道路になっていない、満足な道ではないというのはよくわかりますし、またそのほかにやはり小さい子どもさんがいるとか、それから看護師さんというか、そういう方が住んでいて冬大変困って難儀しているとか、そういうものがあればまたまたよい返事になるかと思うのですけれども、今の段階ではそういうお話は聞いておりますか、そこら辺。
- 3番(藤田直一君) その辺の話は聞いておりません。ただ、認定基準という中で照ら し合わせれば、生活道路としての要は重要性だというふうな解釈でいっていただけ ればというふうに思っています。
- 4番(渡邊勝衞君) 今ほどの井口さんのところ、ちょうどあそこ1メートルぐらいの面がとれている状態で、非常に危険ではないのはわかるのだけれども、その反対のところ、この図面から見た場合、右側のほう、何かここが木というか、柵して割と面が、図面上は上がとれているような感じなのだけれども、この入り口のところもやはり面をとっていたほうが非常に安全面から見た場合いいのではないかと思うのですけれども、そこらあたりもよく検討して。

(どこらろかの声あり)

- 4番(渡邊勝衞君) この図面見ているとわかる。一発だ。この井口さんのほうは、ちゃんと入り口がちょうど1メートルぐらいきれいに面になっているのだ。ところが、反対側のほうの草があるところは、柵ではなくて木でくいみたいの打っているだけであって、ちょっとあそこ危ないみたいだから、そこらあたりもそのときはっきりしていこうと。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) そこも含めてどうでしょうか。
- 3番(藤田直一君) 転回場所としての利用度が、あそこの進入路が転回場所として2 つ隅切りが必要だということは、議長、別にないのですよね。
- 13番(関根一義君) 何で議長に聞いたの。
- 3番(藤田直一君) わからないけれども、本当に隅切りが2つ必要なのだと、認定には隅切りが2カ所なければだめだよねというのであれば、おおむねその旨をしっかりとして地元へ伝えますし、その辺を明確にしていただければ伝えます。今1カ所

の隅切りではだめなのだとかということであればそれはそれで伝えますし、その辺 ちょっと私も何とも返答がしかねます。

13番(関根一義君) 今日はあえて藤田議員がそこまで話がありましたから、私申し上げておきますけれども、わざわざ藤田議員が認定基準についての条例ですか、配付していただきましてあれですけれども、基本は両方とも、両端ともこれは要するに公道に面していなければだめなわけですよ、基本は。

(起終点ですの声あり)

13番(関根一義君) うん、起終点というふうになっていますよね。だから、行きどまりならこれはだめだというふうになっているわけです。ところが、読んでいけば全てが了解なのですよ、町長がいいと言えばいいではないかと書いてあるから。採択するに当たってはそこまで規制されていないということなのだけれども、原則はそういうふうに対応してきていると私は思っているのですよね、原則は当然。要するに通り抜けができない、公道に面していないという議論になったときに、要するに今藤田議員が言われるように、その車のUターンするようなそういうものが保障されているかというのがあって公道に面しているに準ずるような対応で議論してきた経緯があるのです。その辺の事柄が関係者の皆さんそういう認識されているかどうかというのを一点言って聞いておきたいということです。

それからもう一つは、先ほど藤田議員から聞きましたけれども、今回初めてだと思うのです、この請願は。初めての請願行為だと思うのですけれども、過去において地区要望として区長を通じた町道認定の申請といいますか、要望といいますか、そういう経緯があったのかどうなのかという点についても参考までに聞いておきたいなと、こういうふうに思います。この2つちょっと考え方お願いできますか。

3番(藤田直一君) 私もちょっと説明不足でありましたが、ここの道路認定基準の中の第3条の(2)、袋小路になる場合、転回広場等が設置されていることが望ましいということで、一番奥よりちょっと、3メートルほど手前になるのですけれども、右側に雑木があった土地がありましたですね。あそこが自動車学校の所有地でありまして、そこが私も請願書にあるようにいろいろ転回用地として使うのであればそこもいいですよと、4メートルでぜひ使ってくださいと、提供しますと。その隣に中村さんという畑やっている人は、その人はもし使うのであれば隅切りもいいですよというふうに一応承諾をしていますというのを地元の皆さんから伺っております。

それともう一点、地元の人たちが今回の請願の前に何か動きがあったのでしょう かと。それは、私が聞いている範囲ではないと。ただ、何人かの議員さんにはそう いうものをお願いしたいような話はした。茶飲み話か何だかわかりませんが、したけれども、正式には今まで書類としてこういう形で出したことはないというお話でありました。

- 13番(関根一義君) 回転場作るところの……
- 3番(藤田直一君) あつ、回転場ね。
- 13番(関根一義君) うん。もしあれはどのぐらいの用地を考えているの。
- 3番(藤田直一君) 私が考えている回転場、話を地元の人から聞くと、幅4メートルで奥行きが最低でも4メートル以上、5メートルなのか、あの土地がどれぐらいかちょっとわかりませんけれども、最低幅が4メートル、隅切りをしてそこに入りたい、そこで転回ができるというふうに考えています。そういうお話でありました。だから、奥行きが4メートルあればいいのか、それとも5メートルあればいいのかは、用地測量はどのぐらいあるかはちょっとわかりませんけれども、結構土地ありますからいただけるというふうに理解は私はしております。
- 13番(関根一義君) 藤田議員、特にまた地域の住民の皆さんと接触するときお話しし ておいてもらいたいということで私の要望なのですが、要するに請願をすればこの 種のやつというのは全て通るのだというふうな認識されてしまいますと、今回のよ うな要するに現状のところを認定するにはかなりハードルが高かったのだよなとい うところをしておかないと、まだ要するに私はわかりませんけれども、町内にそう いうところはまだあるやに想定したとき、請願さえ出せば通るぞというふうな感じ では困りますから、今回のハードルはかなり高いと。しかし、要するにきちっとし た住民対応があるということをもって私たちとしては要するに請願採択に臨まなけ ればだめだと思っていますので、その辺のところは地域の皆さんにもお伝え願って、 これから要するに町道認定するに当たって、では道路の整備に入るに当たってどれ だけの用地が必要なのか、どういう要するに用地を提供受けるのかという交渉にな ったときに、それが要する争いにはならないけれども、そこまでの話は聞いていな いよとか、そういうふうになると困るわけです。だから、私たちが今町道の採択す る場合については、関係者全ての要するに了解が、同意が得られているかというの も重要なポイントでいたわけですよね、従来から。だから、それは1人で要するに クエスチョンがあればそれは施工はできませんよという対応をしてきていますから、 その辺のところはぜひ頭の中に入れてお伝え願わなければ困るというふうに、これ は紹介議員の藤田議員にお願いを申し上げたいと思います。
- 3番(藤田直一君) わかりました。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議長。

- 議長(熊倉正治君) 私は委員外委員ですから、採決にも加われませんから、そのことはわかると思いますが、ただ私が申し上げたいのは、これはあくまでも議会に出された請願です。だから、議会はこの請願を採択するかしないか、趣旨採択なんていう方法もありますが、その辺は別として、議会としては町道に認定してほしいということで請願が上がっているわけですから、請願を採択するかどうかという議論ですよね。それはそこで議会としては完結するのです。ただ、この中にある町道認定をして整備もしてくれというのは、今度執行側にげたを預けるわけですから、言い方悪いですが、議会としてはここで完結するのです。その先というのはわからないのです。それは地域の皆さんの要望ですから、議会だって請願を採択したということになれば認定もその整備もしようというのは言っていかなければならないし、やっぱり追跡もしていかなければならないと思いますが、今回の場合はあくまでもこの請願を採択するかどうかというのが議会に課せられた任務ですから、その先のことは悪いのですが、わからないのです。そのことはやっぱり皆さんも理解をしておいたほうがいいのかなということで、蛇足でございますが、そういう意味でございますので。
- 13番(関根一義君) 今議長心配されて発言されましたけれども、請願行為は町道認定と道路整備がこれセットになっているわけです。だから、採択するかどうかというのは、私どもそういうふうに受けとめていても、藤田議員、聞いておきますけれども、私のこの趣旨を読んだ限りにおいて、請願行為というのは町道認定と要するに道路整備、いわゆる拡幅も含めた道路整備、これがセットになった請願として私は受けとめるわけです。だから、このセットで請願が妥当なのかどうなのかという議会として採択すべきなのかどうなのかというのは判断が求められていますけれども、そういう認識でいいわけですよね。
- 3番(藤田直一君) 私は地元の皆さんには、この請願が例えば採択をいただいたとしても、すぐ道路整備だとかそれはいろんな予算の関係もあることだし、5万円、10万円の話ではないので、私は長い目で見なければならないと思いますよという話はいたしました。ただ、地元の皆さんが言われるのは、この機、要するに寄附してもいいねと言われる皆さんが高齢者が多いのだと。だから、ここで1度それをやっぱりいただいたということちゃらになると、次の世代になるともうにっちもさっちもいかない可能性もあるのだと。だから、できるならば今寄附をしていただける、東京にもいる、県外にもいる、そういう中でのぜひしていただければ同意をいただいた

ということで、あとは時間とともにいろんな方向は進めればいいのではないかというようなお話がありました。

- 13番(関根一義君) 私の経験では、請願採択されて私の地域は16年かかったのですよ、 道路整備やるまで。それは最初の請願のときは私ではなかったですけれども、先輩 議員が要するに請願の紹介者になって、請願の採択されて、それが遅々として進ま ないで私のところへ今度2回目の請願行為が来ている。持ち込まれたのです。そう いうことがありましたから、やはりそういう状況などについても認識が余りにもず れないように、採択即来年から工事着工できるのだよみたいなことになってしまう とすぐこじれる可能性がありますから、その辺は十分注意いただきたいと思います。
- 3番(藤田直一君) その旨十分に地元にはお伝えをしておきます。
- 8番(椿 一春君) この道路の延長のところなのですが、途中で竹下さんの今度出入りができるかどうか、今車の時代、車の出入りができるかどうかということで何か 蛍光ペンで切られていて、最初自動車学校のずっと奥まで行くという認識でいたのですが、余り出入り口までのほんのわずかなところまでで果たして皆さん住民の公平な町道としての役目を果たすのかなというのが、どうせだったらもっと自動車学 校から寄附していただいて、真っすぐ合致するようなというのが好ましいのではないかというのが1点あります。

あと、それから側溝整備がされているというのも、道路認定基準の中の第2条、(3)のアのところにあるのですが、今現状側溝整備がされていないというところもひとつ道路認定がちょっと難しいような気もするのですが、その辺側溝整備について住民の方はどのように考えているかちょっとまだわからぬです。その辺がちょっと認定に当たってどうかなというところあります。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 今2点ですけれども。

3番(藤田直一君) 私ちょっと専門の執行者ではないので何とも言えませんが、側溝が整備されていないから道路に認定をされないのだというのは、どこにも書いてありません。だから、これが先ほどもお話ししたように、認定を受けて、それから整備をいずれ時間をかけて側溝を設けたりするのだろう、それでもう十分認定は可能だというふうには解釈をしています。

それともう一点何だったっけ。一番奥までつけたら……

(何事か声あり)

3番(藤田直一君) すみません、どこらったっけ。

(自動車学校との境界でなぜとめてあるのかとの声あり)

3番(藤田直一君) そこまでが要するに道路提供者ができる。そこれから先は、実は

(自動車学校ねの声あり)

- 3番(藤田直一君) 自動車学校の土地なのです。自動車学校はそこはしませんよと。 そのかわり手前にある今言う右側手前のここからここ、自動車学校の目みたいのが ありますよね。その手前のところで境界になっていますが、そこもそれから中村さんのほうに自動車学校の土地が先ほど言った転回用、回転用地としてそれはいいで すよと。奥まで行くと出されないけれども、手前で回転できるようにそこは使って いいですね、やりますよと、大いに使ってくださいということなので、さっき言う ように幅は4メートルでお話ししたそうです。奥行きは5メートル必要なのか、4メートルでいいのか、6メートル必要なのかは、私はどうでもお話しすればなると いう話聞いています。だから、除雪車が入ったとき、そのところで回転をしてまた 出て行けると。
- 13番(関根一義君) くどくなりますけれども、そこが心配なのです。要するにあそこ 柵のところに鎖があったでしょう、鎖が。

(何事か声あり)

- 13番(関根一義君) 要するに民地と同じ民地だけれども、自動車学校用地との境界の 両サイドにくいが打ってあって、そこに要するに鎖があったでしょう。
- 3番(藤田直一君) あそこが境界なのだろうなと私は認識していますけれども。
- 13番(関根一義君) 境界でしょう。ここをだから自動車学校が、要するに町道認定をして道路整備をする今議論をしているのだけれども、その辺のところの認識がここからもう入れないよという意識があるのではないかと思っているので、だからあそこに鎖がぶら下がっていましたよね。これというのは、要するに行きどまり道路の最たるものだと思うのです。道路はもう同じ要するに私道の道路があるのだけれども、それはもう入ってはならないという意識が強いのではないかなと思っているのだよね、自動車学校さんは。

(いや、そうでしょう、当然の声あり)

13番(関根一義君) だから、その辺の話し合いが要するにきちっとでき上がっている のかと。町道認定して舗装も求めてやるけれども、この辺のところが入ったらいい ではないのというのだよ、俺は。

(いやいや、だめですよ、普通の声あり)

13番(関根一義君) いや、突き当たりまでは。突き当たり手前は、20メートルぐらい

あったっけ。あったよね。

(そのくらいあったねの声あり)

- 13番(関根一義君) ねえ。その先はほら、要するに自動車学校へ抜ける車道をつけて あげなければならないと。ここにもあるけれども、下へおりる車道。
- 3番(藤田直一君) 私今の質問受けてどうもお答えのしようがございません。要は私の土地ではないし、人様の土地なので、提供する人はここまでだよと。相手は、ここは提供はできないけれども、手前で回転、袋小路になったのでは困るでしょうと。だから、手前で、自動車学校の土地あいていますから、回転用地として使うのにはそこも使ってください、いいですよということしか聞いていませんので、今のご質問にはそれ以上の私のちょっと対応はできない。すみません。
- 13番(関根一義君) わかりました。
- 3番(藤田直一君) ただ、袋小路になっていたとしても、この認定基準を読んでいきますと道路認定はされないことはない。ただ、できるならば袋小路にならないように回転場所を設けるのがもっとベターだろうというふうに一応解釈が成り立つというふうに、本当に袋小路にならない、要は回転場所があれば本当にベターなのだよと。両方が公道に接すればそれにこしたことはないのが一番ベターなわけです。そういうことで、最低ある程度のクリアは私地元の皆さんも結構されたのかなというふうには思っています。
- 13番(関根一義君) そうだね。

(委員長、番外後で一言の声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 中野議員。

傍聴人(中野和美君) いいですか。実は私10年ほど前に敬老会か何かでそのとき委員でしたので、関係者の方からちらっとお話は聞いています。でも、請願まではちょっと進まなくて、まだ全部まとまっていなかったのですね、地権者の方の話が。それがではみんなオーケーがもらえるようだったらできるでしょうかねなんて話をしたぐらいで終わっていたのですけれども、今回こういうふうに皆さん協力してくださって請願が出たということは、私もとても喜んでおります。というのは、皆さんここ現場に行かれて思ったと思うのですけれども、とても道が狭いです。中学校から自動車学校の訓練する道路の側溝のところまで本当に狭くて、雪なんか降ると下手すると消防車が通れないのではないかなというぐらい狭いところに、こっちのほうに自動車学校に抜けれる道があるとなると安全面がすごく改善されますので、ぜひ町道認定していただけたらなと私も考えております、安全面を考えますと。それ

だけちょっとつけ加えさせていただきます。

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) はい、承りました。

ほかにありませんか。

ないようですので、請願第5号に対する質疑を終了します。

これより討論及び採決を行います。

審査結果に、採決あるいは趣旨採決とかいろいろ採決もあるわけですけれども、 この委員会としましてどうでしょうか。この認定につきまして採択の方向で決議を 受けたいと思いますけれども。

(討論いいでしょうかの声あり)

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 請願第5号につきまして討論に入ります。ご意見 のある方、ご発言願います。
- 8番(椿 一春君) 私この請願の中で、道路整備も含めてというところは少し疑問というところもあるのですが、今現状除雪等もやっております。除雪もやっているということは、町で町道認定すれば町道としての延長が出て交付金の、わずかだと思うのですが、歳入のプラスになって除雪費用のプラスアルファまではというふうに思っているので、多少道路整備もというところもあるのですが、私はこの請願には賛成という立場で今意見申しました。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 先ほど議長からも参考にということでお話がありましたように、全てまず一旦採択されてからの次の整備等は話ですので、まずここではあくまでも採択するか否かというところに主眼を置きたいと思います。

ほかにありませんか。

では、しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより請願第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択と決定しました。
- 3番(藤田直一君) ありがとうございました。
- 総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 説明ご苦労さまでございました。

では、これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時29分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年9月12日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一